

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江四丁目 24 番 10 号

氏名 株式会社春江

代表取締役 板橋 正幸

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

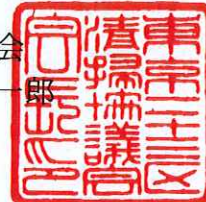
平成 29 年 2 月 1 日

目黒区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎

記



- | | | |
|---|--------------|-----------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、道路・公園ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設
株式会社春江 |

4 作業場所 目黒区の区域内

5 許可期間 平成 29 年 2 月 1 日 から
平成 31 年 1 月 31 日 まで

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3 か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6 か月以内に目黒区を被告 (訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。) として取消しの訴えの提起をすることができます。